

令和2年12月4日

保護者の皆さま

西原町立西原東中学校
校長 親泊 正幸
(公印省略)

生徒が濃厚接触者に特定された場合の取り扱いについて（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、文部科学省衛生管理マニュアル及び学校保健安全第19条の規定に基づき、下記のとおりとする旨、県教育庁保健体育課より依頼がございます。

保護者の皆さまにおかれましては、再度ご確認の程、よろしく申し上げます。

記

- ・濃厚接触者に特定されたことについて、本人（又は保護者）から学校（園）へ連絡すること
- ・濃厚接触の児童生徒等は、検査の結果が陰性だった場合も含め、感染者と最後に接触した日の翌日から2週間（健康観察期間）の自宅待機（出席停止）となること

対象：公立幼稚園・小学校・中学校、県立中学校・高等学校・特別支援学校

【参考】

○【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.9.3 Ver.4) p54～p55（文部科学省）】

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

(前略)

なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とします。(後略)

○【学校保健安全法第19条】

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。